

就任にあたって



副議長
四本奈緒美



議長
青木 章

市民の皆様におかれましては、平素より幸手市議会の諸活動に深いご理解と温かいご支援を賜り、心から感謝申し上げます。

このたび、令和7年幸手市議会第2回定例会におきまして、議員各位のご推挙により、議長及び副議長の要職に就任いたしました。私たち正副議長をはじめ、議員それぞれが連携しながら、市民の皆様信頼される市

議会として、さらなる市政の発展と市民福祉の向上を目指し、全力で職務に取り組んでまいります。

さて、市内では地域行事やイベント等が開催され、まちに笑顔とにぎわいが戻ってまいりました。一方で、物価高騰や人口減少、少子高齢化への対応、自然災害への備えなど、明るい幸手市の未来を見据えた、様々な課題への対応が求められております。地域の活性化とともに、安全で安心できる市民生活の実現を図っていかねばなりません。

本市議会といたしましては、二元代表制の下で、行政に対する監視機能を果たしつつ、積極的に政策提言を行うなど、市民の皆様への負託に的確に応える議会を追求し、市民に開かれた議会、市民とともに歩む議会、市民のための市政を目指してまいります。

今後とも市議会の活動や市政について、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

議員の役職一覧

常任委員会の任期は2年であり、任期満了による委員会委員の改選が行われました。

◎委員長 ○副委員長（議席番号順）

議 長	青木 章					
副議長	四本奈緒美					
議会運営委員会委員（４人）	◎木村 治夫	○芦葉 弘志	坂本 達夫	小河原浩和		
総務常任委員会委員(10人)	◎小河原浩和	○宮澤 大地	小泉 圭司	芦葉 弘志		
	枝久保喜八郎	木村 治夫	松田 雅代	本田 謡子		
	藤沼 貢	大平 泰二				
文教厚生常任委員会委員(10人)	◎松田 雅代	○小泉 圭司	高野 優一	四本奈緒美		
	坂本 達夫	小林 英雄	枝久保喜八郎	小河原浩和		
	藤沼 貢	青木 章				
建設経済常任委員会委員(10人)	◎坂本 達夫	○高野 優一	宮澤 大地	芦葉 弘志		
	四本奈緒美	小林 英雄	木村 治夫	本田 謡子		
	青木 章	大平 泰二				

(議案第39号)

可決

令和7年度幸手市一般会計補正予算

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当事業 22,395千円

- ①自治会等が設置する街路灯の電気料補助の補助率を60%以内から80%以内に割り増しする。 2,571千円
- ②子ども食堂を運営する市内5団体に対し、一食あたり上限100円を補助する。 422千円
- ③農地バンクを活用して農地集積に積極的に取り組む農業者に対し、肥料等の物価高騰対策として、10aあたり上限4000円を補助する。 15,412千円
- ④市内農業者に対し、病害虫に対する薬剤価格の上昇等対策として、10aあたり上限500円を補助する。 3,155千円
- ⑤商店街等が設置する街路灯の電気料補助の補助率を30%以内から50%以内に割り増しする。 835千円

さいたま地方裁判所から言い渡された判決は、次のとおりであった。
 (1) 被告は、原告に対し、118万9195円及びうち111万6929円に対する令和5年3月23日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
 (2) 被告は、原告に対し、107万5198円及びこれに対する本判

事件の内容及び控訴の趣旨
 原告(被控訴人である市職員)が、令和2年度分の時間外勤務手当に未払いがあることを理由にその支払いを求め、本市を被告(控訴人)としてさいたま地方裁判所に訴えを提起した。

(議案第37号)
 専決処分の承認を
 求めることについて

継続審査

- 決確定の日の翌日から支払済みで年3%の割合による金員を支払え。
- (3) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
 - (4) 訴訟費用は、その20分の1を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。
 - (5) この判決は、第1項に限り、仮に執行することができると。ただし、被告が90万円の担保を供託するとき、その仮執行を免れることができる。
- 上記判決内容において、不服があるため控訴を提起するものであり、控訴の趣旨は次のとおりである。
- (1) 原判決を取り消す。
 - (2) 被控訴人の請求を棄却する。
 - (3) 訴訟費用は、原審、控訴審とも被控訴人の負担とする。
- この判決を求める。

6月定例議会

6月定例議会は6月2日から6月20日までの19日間の日程で開催

- 市長提出議案9件中8件が可決1件が継続審査となりました
 - 幸手市一般会計補正予算
 - 専決処分の承認・控訴の提起について
 - 請願 国に「消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)廃止の意見書」提出を求める請願
- 可決
 継続審査
 不採択

令和7年6月定例会
本会議議案質疑内容

(議案第37号)
専決処分承認を
求めることについて
(専決第10号)控訴の
提起について
継続審査

質疑

本件は専決処分案件に当てはまらないのではないのでしょうか。

答弁

地方公共団体の長において、議会議決事件について特に緊急を要するため議会招集する時間的余裕がないことが明らかであるという規定があります。この解釈は、行政実例によると、この場合は絶対に議会の議決または、決定を得ることが不可能ではないが、当該事件が特に緊急を要し、議会を招集してその議決を経ている間にその時期を失するような場合であるとなっています。

質疑

庁議の開催状況について。

答弁

庁議には付議していません。

質疑

庁議の構成メンバーは。

答弁

市長、副市長、教育長、全部長及び議会事務局長、その他市長が必要と定める者として秘書課長です。

質疑

控訴の決定、専決処分の決定は庁議でされたのですか。決定の責任者は誰となるのでしょうか。

答弁

庁議ではなく市長決済です。同席者は市長、総務部長、庶務課長と協議し市長決済にて決定しました。専決処分についても市長決済で行いました。決定の責任者は市長です。

質疑

敗訴した場合、裁判費用の額、最高裁までの裁判費用額について。

答弁

高裁への控訴裁判費用は弁護士費用66万円、裁判所に支払う控訴費用2万2500円の計68万2500円です。最高裁に係

る費用は現時点では積算していません。

質疑

裁判費用の支払いは市民の税金が使われるが市民に対し納得と理解が得られる説明を市長に求めます。

答弁

裁判費用は市民の税金から支払われることと認識していただきます。また、時間外勤務手当を含む職員の給与も税金で支払われています。原告の主張が、市が遵守すべき条例等の手続きに基づかず、所属長の時間外勤務命令がない状態で支出されることは、市として容認できません。市民の納得と理解を得るために裁判で争いましたが、市の主張は認められませんでした。控訴審でも引き続き、市の主張が認められるよう訴えてまいります。



件 名 国に「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）
廃止の意見書」提出を求める請願

請 願 趣 旨 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まり1年が経ちました。事業者は、コロナ禍の経済的な影響に加え、急激な仕入れ価格高騰により収益を大幅に減らしています。2023年の企業倒産は8,497件に達し、前年（6,376件）を2,000件以上も上回りました。物価高や人手不足等によるコスト増に耐え切れなくなった中小企業の倒産が急増し、とくに12月（806件）は2023年で最多となりました。（帝国データバンク2023年報）コロナ禍・戦争・物価高が襲う今、インボイス制度の開始は多くの中小事業者にとって死活問題となっています。インボイス制度は、売上1,000万円未満の免税事業者が主に対象とされる税率を変更しない消費税の増税です。インボイス制度導入により、フリーランスや一人親方、農畜産事業者などを含めた個人事業主1,600万人ともいわれている免税事業者にとっては大增税か廃業の選択を迫られました。インボイス登録をしない免税事業者へ対する値引き要求や取引からの排除などが発生しています。また、消費税分を転嫁できず廃業を検討する声もでております。インボイスに登録すれば、所得が赤字であっても否応なく消費税を徴収され、厳しい経営に更に税負担と事務負担を与えることとなり、地域経済の悪化は避けられません。また、インボイス制度は、全ての事業者へのさらなる税負担、事務負担を押し付ける制度です。円安と物価高騰にあえぐ日本経済再生のために、国民にあらたな負担増を引き起こしている、インボイス制度の廃止を求めます。以上、地方自治法第99条の規定に基づき「インボイス制度中止」の意見書を国に対して提出することを求めます。

請 願 項 目 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止を求める意見書を国に提出してください。

紹 介 議 員 大平泰二、高野優一

反対討論

芦葉 弘志

今回、インボイス制度導入にあたっては、2割特例といわれる経過措置が設けられ3年間は納税額が売り上げ時に受け取る消費税額の2割で済みます。

我々公明党もインボイス導入以前から、事業者から様々な声を頂いてきました。そこには、耳を傾けるべき点が多くあるのも事実です。制度の公正さと言うよりも、事業者の負担にかかるとの観点から大部分と考えます。これが制度廃止となると、これまで1年半以上にわたって定着に向けて進めてきたところから一転して、混乱をきたしてしまうのではないのでしょうか。

廃止ではなく、もう一重、丁寧に現場の声を聞きながら改善を求めていくべきと考えます。



議会の動き

幸手市庁舎整備調査特別委員会

幸手市役所庁舎整備基本構想の策定を受け、庁舎整備事業が進行する中で、市議会として庁舎整備に係る諸課題について調査・研究を行うことを目的に、幸手市庁舎整備調査特別委員会が発足しました。

当委員会では、令和7年2月から6月にかけて、庁舎整備基本構想について議論を重ねてまいりました。

令和7年6月20日に開催された第6回特別委員会では、市長出席のもと、基本構想に関する審議を行いました。これをもって、基本構想に関する審議を一区切りとし、令和7年6月26日市長に対し中間報告書を提出いたしました。

今後は、庁舎整備基本計画の策定に関する審議・調査を進め、

より良い庁舎整備が実現するよう、引き続き執行部に対して助言等を行ってまいります。

DX推進会議

令和6年に発足したDX推進会議では情報と業務をデジタル化し議会運営や議会活動に活用することで、新たな価値や利便性が創出されるようDXの推進に取り組んでいます。

令和7年4月25日には東京インタープレイ株式会社によるペーパーレス会議システム及び電子採決システムの体験会を行いました。



白岡市庁舎火災へのお見舞金について

令和7年5月に発生した白岡市役所庁舎火災により、白岡市役所では業務に甚大な被害が発生しています。

火災発生に伴う被害に対するお見舞として、次のとおり幸手市議会から白岡市議会議長あてに、令和7年5月28日にお見舞金をお渡ししました。

一日も早い、復旧を心から願っています。

お見舞金 100,000円（幸手市議会互助会費から支出）

表彰

全国市議会議長会定期総会、並びに埼玉県市議会議長会定期総会におきまして、議員特別表彰、及び一般表彰を受けました。

議員在任35年以上

特別表彰

大平 泰二 議員

議員在任25年以上

特別表彰

青木 章 議員

議員在任10年以上

一般表彰

小林 英雄 議員

議長在任2年以上

一般表彰

枝久保 喜八郎 議員

